

# 第12回

## デジタル・フォレンジック・コミュニティ 2015 in TOKYO

### コンシューマ向けビジネスにおける IoT/M2Mと法的課題

湯浅 壘道

情報セキュリティ大学院大学 教授

1

## 「IoT」に対する違和感

### ■Internet of Things

(モノのインターネット)

- インターネットにあらゆるモノが  
つながること
- あらゆるモノにインターネットが  
つながること

### ■同義のように使われているが・・・

2

## 【インターネット】

- ベストエフォート
- ソフトウェア
- 障害が前提、バグ許容(リスク)
- 電力と通信依存
- グローバルなルール、ソフト・ロー
- 免責(世田谷ケーブル火災、約款)

## 【従来のモノ】

- 正常 or 故障
- ハードウェア
- 絶対(リスク折り込み設計は困難)
- 通信に依存しない
- 国内法体系による規制、ハード・ロー
- 製造販売者に責任(PL法)

3

# インターネットとモノだけの問題か(1)

## ■モノが一般の消費者が利用するような性質・形態である場合

- 製品の品質保証や製造物責任
- 契約、約款
- 販売 or レンタル、○年縛り
- 消費者保護の観点からの考慮が必要

4



## の問題か(2)

- モノをインターネットに接続して使用するユーザー個人の使用状況や、モノに付着するセンサ等により掌握される周囲の個人の動向が、インターネットを通じて収集される場合
  - ユーザー個人のプライバシー、個人情報保護
  - 形態によっては人身の危険も

5

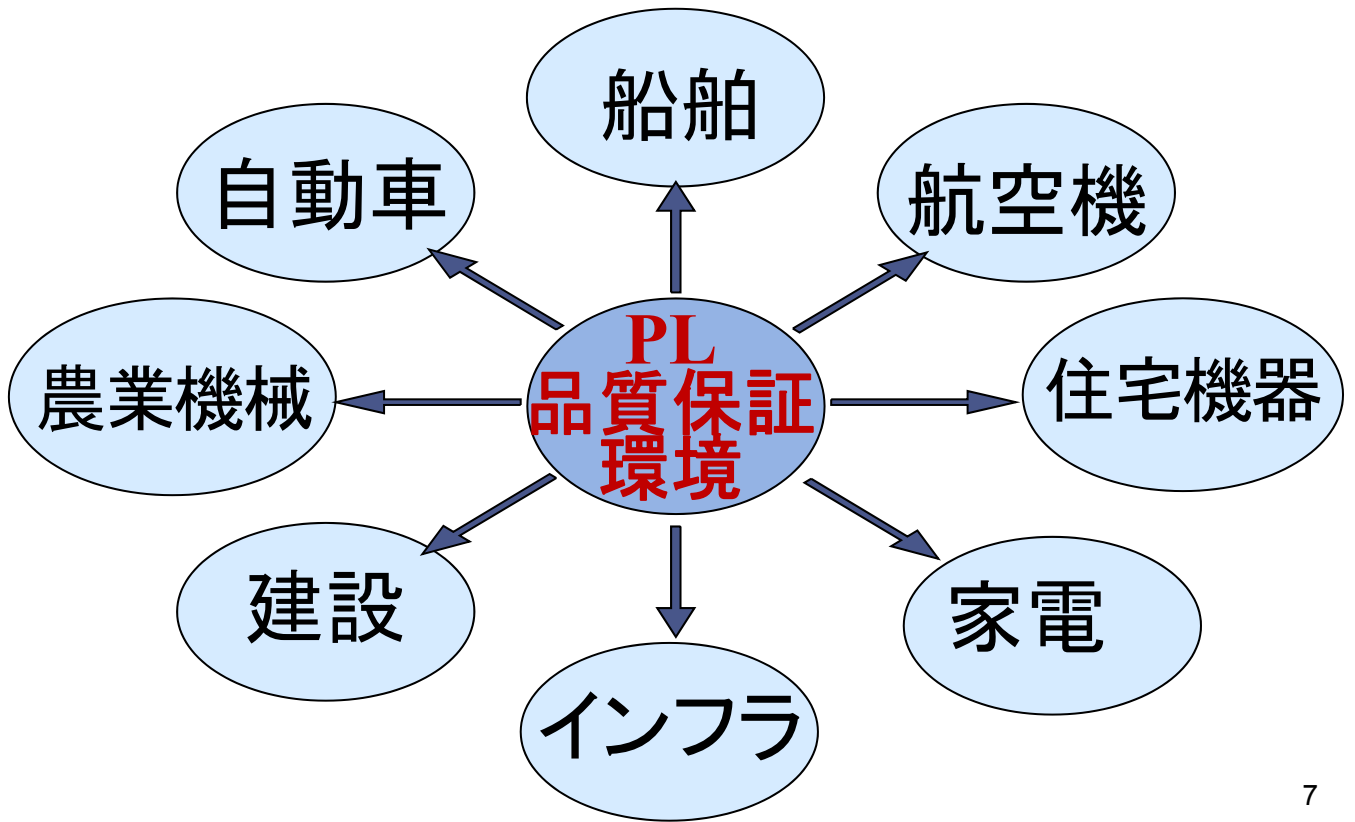


## の問題か(3)

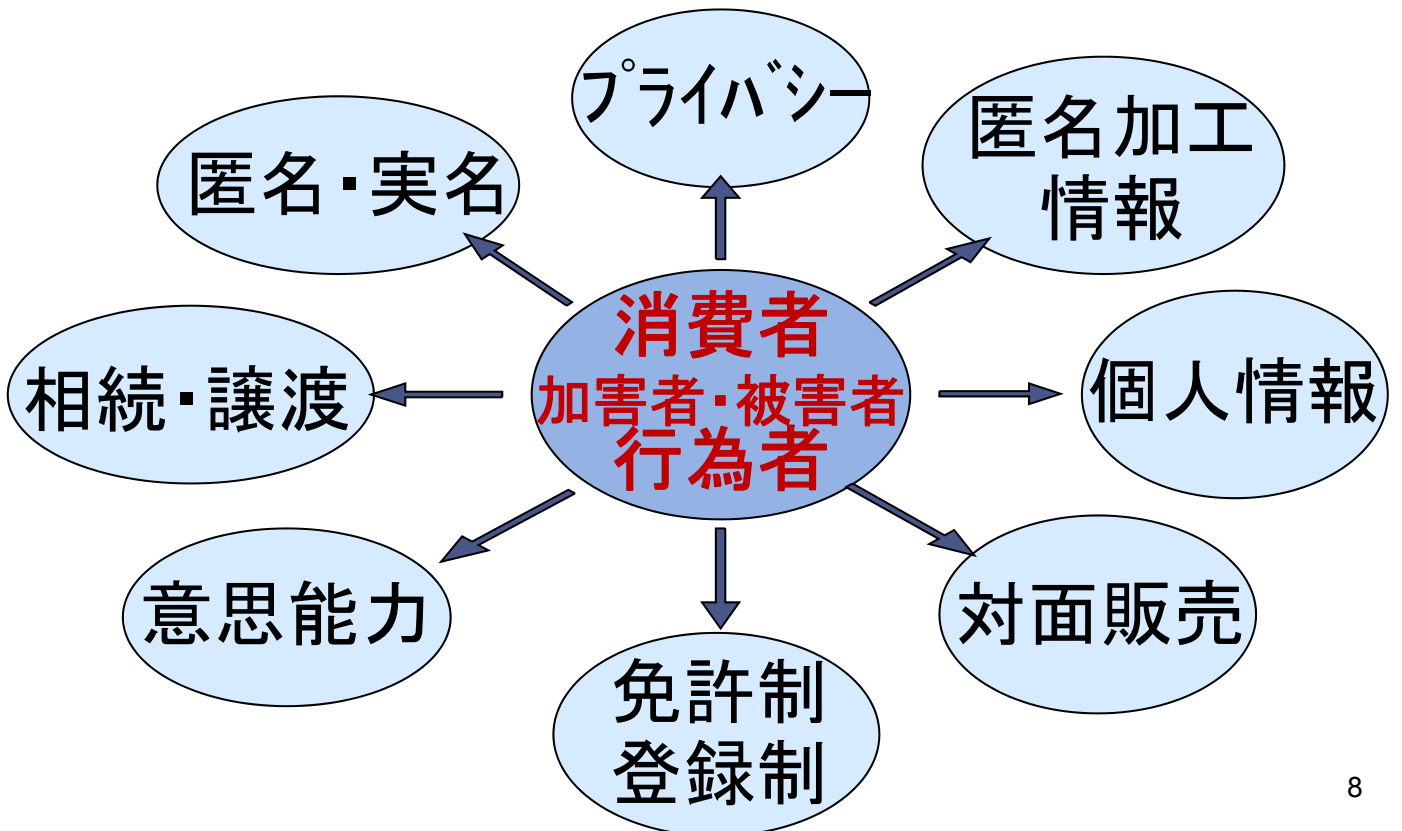
- インターネットに接続することによって、人の介入を必要としないで動作するモノが増える
  - その動作によって生じた結果についての責任の問題
  - 誰が責任を負うのか
- 人工知能の規制?

6

# モノの法規制レイヤ



# 人の法 レイヤ



## ■現時点で不透明なもの

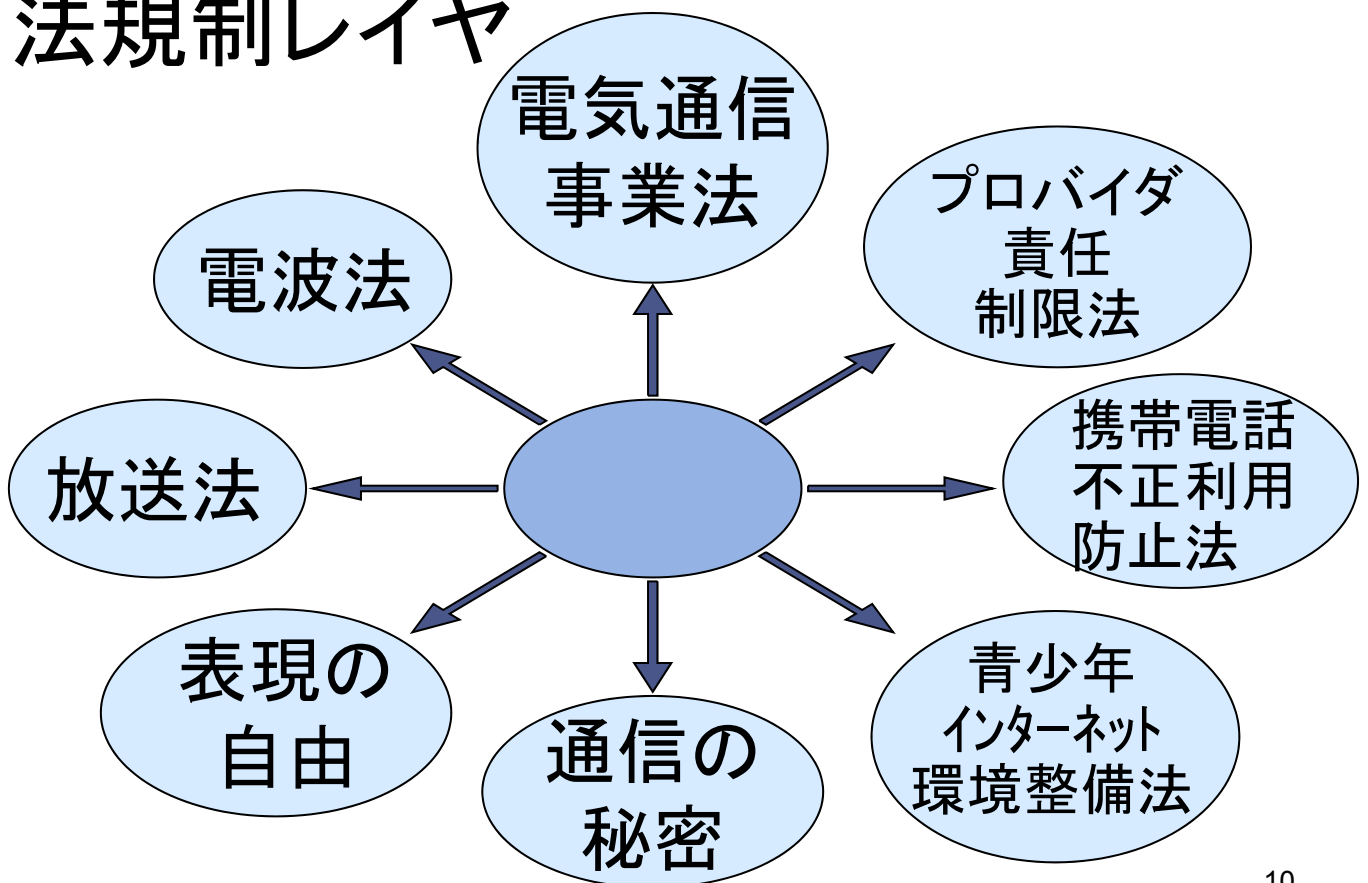
- モノの一部なのか人の属性なのか
- 誰に法的占有権があるのか

## ■例

- IoT機器が生成するログデータ、  
センサデータ
- スマートメータのデータ
- ポイント、マイレージ類

9

## インターネットの 法規制レイヤ



10

# サイバー空間の 法規制レイヤ

## ■ GGE

- 国連総会の会期中に開催、軍縮・国際安全保障関係のすべてのテーマを議論
- ロシアは2004年の第1次GGE以来、グローバルな情報通信システムの安全強化という観点から、通信内容の検閲と規制を視野に入れた対策を求める、中国も同調
- アメリカを中心とした欧米諸国は、政府による検閲や規制をルール化することに反対

11

## ■ 第4次GGE (2015年)

- **free flow of information**

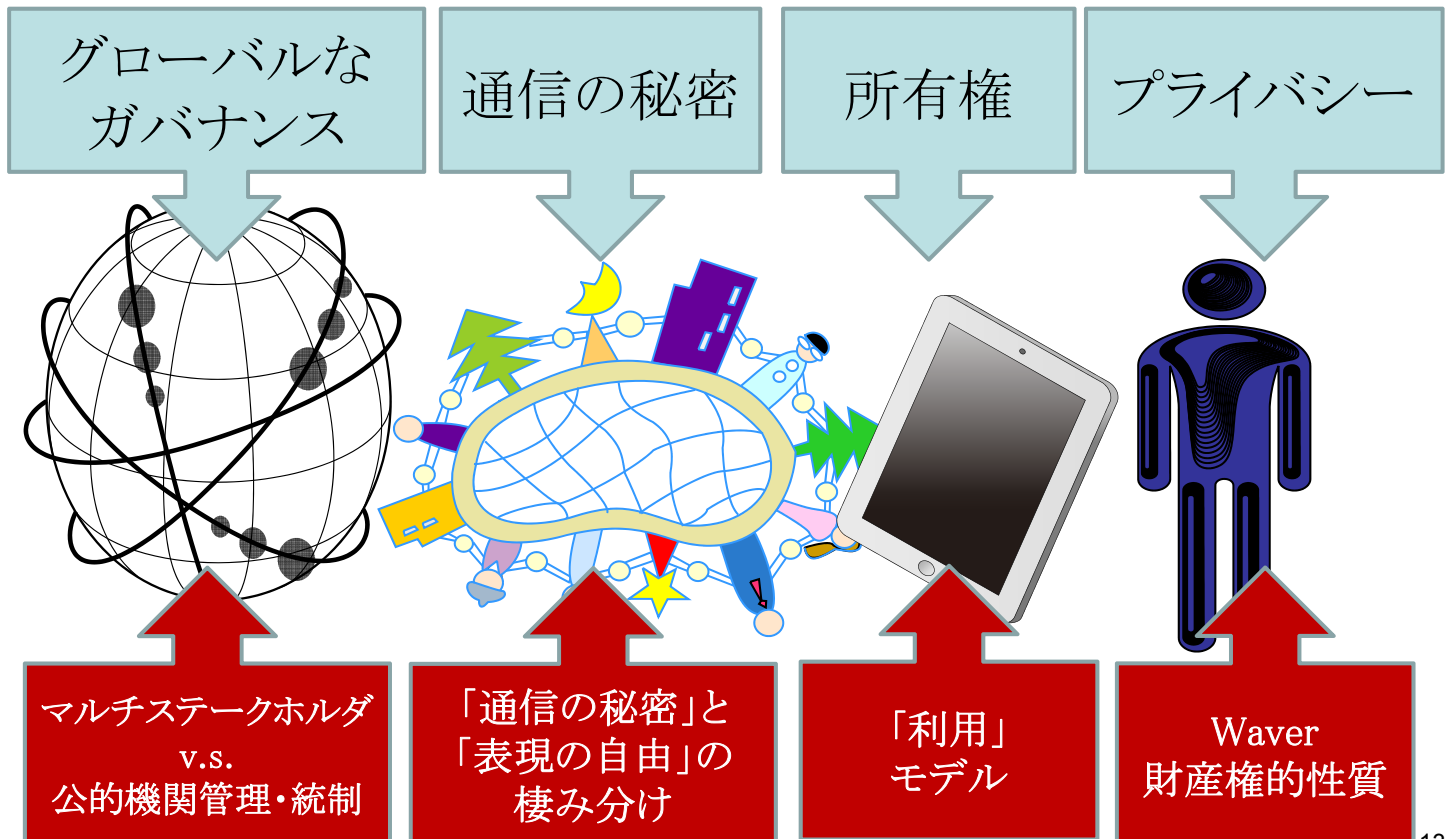


- **free and secure flow of information**

- IoTにおいては、個々のインターネットにつながるモノまでを統制?

12

# IoTの法制度整備



13

# IoTか、ToIか

## ■Internet of Things

- インターネットにあらゆるモノがつながる
- インターネットの規範、価値観優先

## ■Things of Internet

- あらゆるモノにインターネットがつながる
- モノの規範、価値観優先

14

# ご静聴ありがとうございました

※本発表は、科学研究費補助金基盤研究(C)「行政におけるデータの取扱いに関する法的規制の比較研究」(課題番号26380153)及び平成26年度電気通信普及財団研究調査助成金助成を受けています